

## 令和5年度第2回自立支援協議会権利擁護部会 議事要旨

1. 開催日時 令和5年10月26日(木) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 市役所4階 会議室S5・6
3. 出席者 (委員)\*団体名のみ記載  
(福) パーソナル・アシスタンスとも、(福) 敬心福祉会、浦安手をつなぐ親の会  
浦安市視覚障害者の会トパズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、いちょうの会  
千葉発達障害児・者親の会コスモ、(特非) あいらんど  
浦安市社会福祉協議会、千葉県弁護士会京葉支部、中核地域生活支援センターくらっち  
民生委員児童委員協議会、千葉縣市川健康福祉センター、中央地域包括支援センター  
社会福祉課、健康増進課  
(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

### 4. 議事次第

1. 開会
2. 議題  
(1) 第1回権利擁護部会の振り返りと第2回自立支援協議会について  
(2) 8050問題について【グループワーク】  
(3) 障害者差別解消法の改正に係る取り組みについて
3. 閉会

### 5. 配布資料

- 議題1資料1 第2回自立支援協議会報告  
議題1資料2 8050問題とは  
議題2資料1 グループワークシート議題  
議題2資料2 グループワークシート事例  
議題3資料1 障害者差別解消法の改正に係る取り組みについて

### 6. 議事概要

- (1) 第1回権利擁護部会の振り返りと第2回自立支援協議会について

#### ■説明(事務局)

事務局より第2回自立支援協議会及び第1回権利擁護部会の内容について振り返りを行った。

#### ■主な意見(リーダー:リ、委員:委、事務局:事)

委:前回の部会にて、市からの通知文に係る視覚障がい者への配慮についてと、東野パティオ(以下、パティオ)の設備について意見を伝えたが、市はどのように考えているか。

→委:行政からの通知文については、ご家族やケアマネジャーの方に手伝ってもらおう想定であり、難しい場合には問い合わせをいただければその都度対応をさせてもらう。

→事：パティオについては、手すりを小便器に取付け、視覚障がいの方等もより不都合なく、トイレを活用できるようにする。

→委：障がい福祉課からの通知文は目印がついており、わかるようになっているが、他の部署については目印がないため、この部分の対応を検討いただきたい。また、施設的な問題はパティオだけでないため、他の施設についても検討をお願いしたい。

→事：施設の構造的な問題も理解しているが予算的な問題もあるため、段階的に整備を行っていく。

委：他の行政施設についてもトイレの話があったが、それについてもどのようなになっているか。

→事：他の施設について、手すりのあるトイレはあるが全部ではない。どこまで整備を行っていくかの検討は必要である。

委：合理的配慮について事例を積み上げていくことは大事であり、行政施設のトイレについての話等も積み重ねていき、周知を図っていくことが必要である。

## (2) 8050 問題について【グループワーク】

### ■説明（委員）

弁護士の中中委員より、8050 問題における個人情報についての考え方について下記の通りに説明をいただいた。

近所の方の情報を把握することについては道義的責任及び法的責任がある。道義的責任は社会的な慣習や心情などから形成されるものであるが、今回は法的責任について簡潔に説明を行う。

法的責任は刑事的責任と私法的責任がある。刑事的責任は名誉棄損罪などがあるが、要件が難しく、悪意の伴う行為でなければこれにあたることは少ない。

私法上の責任については、精神的苦痛を受けたなどによる慰謝料請求等が考えられる。例えば障がい者・高齢者虐待にあたるような事例であれば通報義務があるため、責任は生じないと考えられる。

虐待かどうか疑わしい場合には、言われた側の精神的苦痛と、言った側の社会的相当性・合理的必要性により決まる。この時に悪意があれば合理性、相当性は否定される。伝える内容として、問題のある家庭を発見したときに、この家庭がこの状態のため、こういう問題が心配であるという伝えるべき必要性があれば合理的必要性は認められるのではないか。

また、慰謝料請求については裁判を経て決まることとなるため、言われたことで責任が生じるものではない。相手が嫌がるようなことはすべきではないが、今般の内容としては問題がない場合があると考えられる。

### (上記説明に対する主な意見・質疑応答)

委員：8050 問題については経済力のある親へ当事者の経済的な依存度は非常に強いと考えられるが、この議論を行うにあたっては、どこまでが許容されるという考え方で議論を行うのか、経済的な問題についても踏まえた議論をするのか。

→サブリーダー：50 側の 80 側への経済的依存が非常に強い家庭が非常に多いことが、昨年度の調査でもわかっている。この問題については経済的な問題を抱える世帯が多いという前提で協議を進めている。

→委：経済的な問題についても検討するという前提か。こういった会議について障がい者への配慮が欠けていると感じる場面が多いため、今後の改善を要望する。

事：説明の中で名誉棄損の話があったが、これについて該当する世帯が隠しておきたいと考えていた場合に名誉棄損に当てはまる場合はあるのか。

→田中委員：情報を共有することに社会的な必要性が認められれば、刑事的責任を問われるリスクは高くないと考えられる。

## ■グループワーク

事務局の説明の後、3 グループに分かれ協議を行った。各グループの発表内容は以下のとおり。

### A グループ

8050 問題への各家庭への介入について

- ・行政の各部署の連携が重要である
- ・市川保健所の巡回相談につなぐのも有効ではないか
- ・すぐに解決できなくてもつながり続ける支援を行う
- ・発見したら相談窓口の提供を行う

親亡き後に対する不安について

- ・精神障がいの方は他者に言いにくく隠すケースが多い
- ・緊急時の連絡先を親が亡くなる前に作っておく
- ・資産に係る重要な情報をノートなどにまとめておく

### B グループ

8050 問題への各家庭への介入について

- ・当事者が発信しにくく何をまとめているかはわかりにくい
- ・世間体などにより周囲に言えない方も多い
- ・SOS を拾えるように発信し続けることが重要である
- ・人とのつながりが重要である。
- ・障がい者週間は情報発信のための重要な機会である

### C グループ

8050 問題への各家庭への介入について

- ・初期の繋がり先が情報収集できることが望ましい
- ・80 側は包括により様々な方法で介入できるが、50 側は本人が助けを求めていると介入が難しい
- ・本人にとって相談しやすい人がいると支援に繋がりやすい

親亡き後に対する不安について

- ・聴覚障がいの方が住めるようなグループホーム（以下、GH）を要望したい
- ・知的障がいの団体は特に不安を持っており、GH や障がい年金の管理についてしっかり検討をしている世帯は多い

その他

- ・自宅の他に気軽に相談できる場が拡充するとよい

（3）障害者差別解消法の改正に係る取り組みについて

#### ■説明（事務局）

事務局より障害者差別解消法の改正に係る周知の取り組み予定について説明を行った。

#### ■主な意見

委：市のイベントにおいても情報保障がしっかりと行われることを期待する。

委：病院の対応で合理的配慮について疑問があるため、医療機関への周知も行ってほしい。

委：ポスターの掲示先として、バスなどの交通機関に掲示できるとより多くの方の目に留まるのではないかと。

委：今後作成するチラシやポスターには合理的配慮の相談先等の、事業者を助ける情報も必要ではないかと。

委：合理的配慮について、事業者に紹介できる機会を設けられると周知に役立つのではないかと。